

## 企画運営委員会規則

(目的)

第 1 条 当会の事業の企画及び実施を検討する企画運営委員会に関する事項は、本規則に定めるところとする。

(構成)

第 2 条 本委員会は、理事会で選任された委員をもって構成する。

2 本委員会は、必要に応じて、アドバイザーを選任することができる

(招集権者および議長)

第 3 条 本委員会は、委員の互選により選任された委員長がこれを招集し、その議長となる。

委員長に事故があるときは、本委員会の決議でもって定めた順序により、他の委員がこれにあたる。

2 各委員は、議題および理由を付した書面を招集者に提出して、本委員会の召集を請求することができる。

(招集通知)

第 4 条 本委員会の招集通知は、各委員会およびアドバイザーに対して開催日 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(委員、アドバイザー以外の者の出席)

第 5 条 本委員会が必要と認めた時は、委員およびアドバイザー以外の者を本委員会に出席を求め、その報告または意見を聞くことができる。

(決議の方法)

第 6 条 本委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって決定する。

2 本委員会の議事につき、特別の利害関係を有する委員は、その議決権を行使することができない。

(決議事項)

第 7 条 次に掲げる事項は、本委員会の決議によらなければならない。

(1) 本委員会に付議すべき事項の決定

(2) その他委員長が、理事会で付議することを必要と認めた事項

(事務局)

第 8 条 本委員会の事務局には、熊本ソフトウェア㈱があたる。

(制定改廃)

第 9 条 本規則の制定改廃は、理事会の決議により行うものとする。